

令和2年4月（第4回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年4月10日（金）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員（13名）

| | | | |
|-----|--------------|-----|-------------|
| 1番 | 松本 三千輝（筆頭代理） | 2番 | 西山 隆文（次席代理） |
| 3番 | 上田 伴治 | 5番 | 西川 達也 |
| 6番 | 野田 祐士 | 7番 | 高木 敬司 |
| 8番 | 中村 光博 | 9番 | 大村 幸誠 |
| 10番 | 西村 親夫 | 11番 | 山本 博文 |
| 12番 | 荒川 忠一 | 13番 | 廣田 律男 |
| 14番 | 岩村 久雄（会長） | | |

4. 欠席委員（1名）

欠席 4番 松野 隆

5. 議事日程

| | |
|-------|---------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員について |
| 日程第2 | 報告第1号 市街化区域内的の農地転用届出について |
| 日程第3 | 報告第2号 農地の賃借権及び使用貸借権の合意解約について |
| 日程第4 | 報告第3号 許可不要転用届について |
| 日程第5 | 報告第4号 非農地証明について |
| 日程第6 | 議案第1号 農地の権利移動の許可申請について |
| 日程第7 | 議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について |
| 日程第8 | 議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について |
| 日程第9 | 議案第4号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について |
| 日程第10 | 議案第5号 農用地利用分配計画（案）（中間管理機構分）について |
| 日程第11 | 令和2年（2020年） 第5回 委員会の日時について |

6. 農業委員会事務局職員

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 事務局長 | 福岡 廣徳 | 農地係長 | 澤田 洋子 |
| 主査 | 奥村 敬介 | 主事 | 上村 洸二 |

7. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和2年第4回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、4番松野委員より欠席の連絡を頂いております。農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願ひいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。6番野田委員、11番山本委員にお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

まず、土地所有者の転用の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用の報告とします。

次に所有権移転の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用の報告とします。

次に使用貸借権設定の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約についてご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

まず、賃貸借の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借の合意解約の報告とします。

次に使用貸借の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、本案は、農地の使用貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届出についてご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届出の報告とします。
次に、日程第5 報告第4号 非農地証明についてご報告申し上げます。
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第4号を説明》

(議長)

只今、報告第4号について説明を申し上げました。
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、非農地証明の報告といたします。
次に、日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利
移動の許可申請について議題といたします。
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明をいたしました。番号1番につきましては、3番上田委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いします。

(3番委員)

調査報告致します。

4月6日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、テラー、管理機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は人参や里芋で、申請地にも人参や里芋を作付するとのことです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数70年、年間300日となっております。

取得後の農地の面積については、13,139㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思しますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、番号1番について上田委員より補足説明を頂きました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているため、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、7番高木委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いします。

(7番委員)

調査報告致します。

4月5日に高森推進委員と譲受人に聞き取り調査を行いました。

この案件は、先月の委員会でご審議いただいた隣接地を購入するものです。先月の許可後に、申請漏れがわかったため申請されました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では噴霧器、運搬機、トラックを所有されており、問題ありません。

主に生産される作物は梨で、申請地にも梨を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数15年年間150日、配偶者は経験年数10年、年間100日となっております。

取得後の農地の面積については、9,029㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、番号2番について高木委員より補足説明を頂きました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。

転用のための所有権移転の部ですが、番号1番につきましては2番西山委員

に調査を頂いております。
補足説明をお願いいたします。

(2番委員)

4月6日に現地調査を行いましたので、ご報告します。
今回の申請は、申請者が農家住宅を建設する案件でございます。
転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第1種農地であります。集落に接続しており、また周辺に適当な土地がないことから転用の見込みはあると思われれます。

続きまして、一般基準について申し上げます。
資力、信用については、特に問題ありません。
許可後は速やかに工事に着工するそうです。
規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。
周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。
以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について西山委員より補足説明を頂きました。本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているのので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番につきまして、10番西村委員に調査をいただいております。
補足説明をお願いいたします。

(10番委員)

4月4日に中川推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。
今回の申請は、申請者が太陽光発電施設を建設する案件でございます。
転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第1種農地であります。隣接する山林を含んだ事業計画となっており、第1種農地の面積が全体の事業計画区域面積の3分の1であることから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地に係る経済産業省の認定及び九州電力の接続認証もあり、転用の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号2番について西村委員より補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思えます。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているの

ので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。
次に、番号3番につきまして、6番野田委員に調査をいただいております。
補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

4月3日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が地区計画による宅地分譲をする案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は宅地率40%超えの範囲にある第2種農地であり、集落に接続していることから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であり、周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号3番について野田委員より補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、転用のための使用貸借権設定の部でございます。番号4番につきまして、8番中村委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(8番委員)

4月3日に江島推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を建設する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、集落に接続していることから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号4番について中村委員より補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第8 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げます。

賃借権設定の部でございますが、再設定が29筆、新規が4筆でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)
はい

(議長)
それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)
全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に賃借権設定を受ける者が農地所有適格法人以外の法人の案件でござい
ます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)
はい

(議長)
それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)
全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に使用貸借権設定の部でございまして、再設定6筆と新規9筆でござい
ます。本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)
はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。
本件についてのご意見、ご質疑等はございませんか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)
《議案第5号説明》

(議長)
只今、議案第5号について説明を申し上げました。
本件についてのご意見、ご質疑等はありませんか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)
はい

(議長)
それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)
全員賛成ということでございますので、本案は原案のとおり決定いたします。
次に、日程第11 令和2年第5回委員会の日時について申し上げます。次回は5月13日、午後2時よりJA かみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいて頂きたいと思います。
以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。
閉会をさせていただきたいと思います。
閉会の挨拶を松本筆頭代理をお願いしたいと思います。

(1番委員)
《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年4月10日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員